公共事業再評価調書(再々評価)

所管課: 港湾課

1 事業概要	事 業 名 : 中城湾港(泡瀬地区)緑地等施設整備事業				前再評価年度	前再評価年度:平成23年度	
	事業種別 :	緑地等施設整備事業	事業主体 :	沖縄県	(1	H13 ~ H32)	
	事業箇所 :	沖縄市	根拠法令 :	港湾法	事業期間 :	H13 ~ H32	
		(9,012)	l	ļ		(緑地 15.4ha)	
	総事業費(百万円):	,	費用内訳:		事業量:	緑地 16.4ha	
(整備目的)	中城湾港(泡瀬地区)埋立事業は、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、国・県・沖縄市が協力して取り組んでいる事業で、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどを展開するスポーツコンベンション拠点の形成を図るものである。						
	当該事業は、埋立事業全体のコンセプトである"スポーツコンベンション拠点の形成"のもと、"地域に根ざした地域のための海洋レクレーション空間の整備"、"利用と環境が両立する共存空間の創出"等を基本方針とし、海浜緑地及び人工海浜の整備を図るものである。						
1-2 前再評価以降 の計画変更	・当初、別事業として実施予定であった野鳥園(1ha)について、当該事業との一体的な整備が必要であることから、当該事業に含め事業を行うこととした。(事業量増)・野鳥園の追加、資材単価の高騰、環境対策の強化等に伴い総事業費が増加した。(総事業費増)						
2 再評価 該当項目	■ ① 再評価後一定期間(5年)を経過 □ ② 事業の中止 □ ③ その他()						
3 再評価に至っ た主な要因	□ ① 用地取得の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 □ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 □ ⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 ■ ⑨その他(前回計画が長期間)						
(具体的理由)	国施行の埋立工事の進捗にあわせて工事工程を組む必要があること、環境に配慮し海上工事の施工期間に制約があること、公金差止訴訟の控訴審判決を受け工事を中断したこと等により、事業期間が長期間となっている。(前回変更済)						
	項目	事業費(百万円)	埋立面積 (ha)	埋立関連施設(百万円)	上物施設(百万円)	用地取得(m²)	
4 事業の 進捗状況	計画	12,114	5.1	11,362	753	_	
	実施済	6,339	0	6,339	0	_	
(H28. 3月時点)	率	52 %	0 %	56 %	0 %		
4-2 前再評価以降 の主な進捗	平成21年10月の公金差止訴訟控訴審判決を受け工事を中断していたが、平成23年3月の港湾計画の変更等を経て、平成23年11月から工事を再開し、突堤、潜堤、中仕切堤、養浜、護岸部地盤改良等の整備を行った。						
5 事業効果の 評価指標	①来訪者の交流		46,286	_	建設費	11,317	
	②環境創造効果	便益	31,206		管理費	1,809	
	③残存価値 		2,662				
(検討年50年)		総便益	80,154		総費用	13,126	
(英副年30年) (基準年 H28)		応使益 基準年換算 (B)	28.780		応复用 基準年換算(C)	13,120	
(単位:百万円)		費用便益比(B/C)= 28780 / 13273 = 2.2					
(TH. H.21.)	① 社会・経済 : 平成23年7月に住民らから第二次公金差止訴訟が提訴されたが、平成27年2月に、原告の請求を棄						
	却する判決が出された。 ・平成27年3月に原告らが控訴し、平成28年11月に控訴審判決が出される予定。						
6 事業を巡る							
	状況の変化 ② 地元・自治体: 地元沖縄市の団体等から整備促進の要請がある。 (前再評価以降) ③ 利害関係者: 平成12年に埋立事業全体に係る漁業補償を終えていることから特に問題はない。						
(기기 기계 기	再評価以降」(3) 利害関係者:						
	当該事業は、下記の必要性、有効性のもと、人工海浜と一体となった海浜緑地を整備するものである。 ・本島中部東海岸地域には、海に親しむことができる空間が少なく、市民からその整備の要望が強いこと。						
	・静穏な中城湾港に面した海洋性レクレーション活動の適地であること。						
		・埋立事業全体のコンセプトである"スポーツコンベンション拠点の形成"(スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどの展開)の実現のためには海辺のレクレーション施設や親水性の高い水際線の確保が必要であること。					
7 事業の必要	また、当該事業に	ついては地元から早	期整備の強い要望が	があること、当該事業質			
性・効率性	ていることから、県の事業についても早期完成に向け取り組む必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減):						
	② 事業の効率性 (代省条等の可能性やコスト船減): 中城湾港(泡瀬地区)埋立事業は、国が進める中城湾港(新港地区)の泊地・航路の浚渫土砂を泡瀬地区地の埋立土とし						
	て有効利用するものであり、新港地区の機能向上を図りつつ、同時に泡瀬地区の開発を行う効率的な事業である。						
	③ 事業効果の発現状況: 暫定整備済の人工ビーチにおいて、事業PRイベントやビーチサッカー教室等を開催するなど、イベント的な利用をおこなっ						
		エビーチにおいて、事 ・、県民等に対し、当該				・的な利用をおこなっ	
8 4% 4 4	① 事業計画等:		記了を目指し整備を推		35,000		
[○] 今後の対応・ 見通し	② 対住民関係:			、人工ビーチにおける		続き実施し、地域住	
	② 对住民国际	2や理解度向上を図る	夏川上を凶る。 に関するその他事業も含め、事業規模が更に拡大す				
	③ 執行体制等:		中城湾港(泡瀬地区)埋 るなど、執行体制の強)他事業も含め、事業	規模が史に拡大す	
9 対応方針	■ ① 事業継続(現計画) 🔃	② 事業継続(見	直し) 口 ③	事業の中止		
10 その他	・大きな地震を想定	こした津波対策が必要					
(前再評価での 主な意見等)		祭の需要より大きいの					